

介護老人保健施設短期入所療養介護 （介護予防短期入所療養介護）利用契約書

様（ご利用者様は以下「契約者」という。）と介護老人保健施設れいんぼう夕陽丘（以下「当施設」という。）は、が当施設から提供される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを受け、契約者及びご家族（代理人を含む）がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 当施設は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）と認定された契約者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、契約者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、契約者及びご家族は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

（適用期間）

第2条 本契約は、契約者及びご家族が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用誓約書を当施設に提出したときから効力を有します。ただし、ご家族（保証人）に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 契約者は、前項に定める事項の他、本契約、重要事項説明書の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

3 前項にかかわらず、介護保険法改正に伴い重要事項説明書の改定が行われた場合においては、改定内容を記載した文書でご家族の同意を得るものとします。

（契約者及びご家族からの解除）

第3条 契約者及びご家族は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、契約者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合契約者及びご家族は、速やかに当施設及び契約者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、契約者及びご家族に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 契約者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 契約者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 契約者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 契約者及びご家族が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ⑤ 契約者が、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

- 第5条 契約者及びご家族は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び契約者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、契約者及びご家族が指定する送付先に、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月実働10日までに郵送し、契約者及びご家族は、当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は郵便局の自動払込システムを利用するものとします。
- 3 当施設は、契約者又はご家族から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、契約者及びご家族が指定する送付先に、領収書を送付します。

(連帯保証人)

- 第6条 契約者は、本契約契約時に連帯保証人を定めるものとします。
- 2 連帯保証人は本契約に基づく契約者の当事業所に対する一切の債務について、契約時の料金等【介護保険サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月額合計金額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計】の三ヶ月分相当額を限度とし、契約者と連帯して債務を履行する責を負うものとします。
- 3 契約者は、連帯保証人に支障が生じた場合には、当事業所の承認を得て、新たな連帯保証人を定めるものとします。
- 4 連帯保証人は、本契約締結時の住所および電話番号を変更した時は直ちにその旨を、当事業所に届けるものとします。

(記録)

- 第7条 当施設は、契約者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録をサービス提供した日から5年間は保管します。
- 2 当施設は、契約者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、ご家族その他の者（代理人を含みます。）に対しては、契約者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体拘束の廃止等)

- 第8条 当施設は、原則として契約者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の契約者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 当施設とその職員は、業務上知り得た契約者又はご家族若しくはその家族等に関する秘密、プライバシー及び個人情報を尊重し、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、契約者及びご家族から、予め同意を得た上で行なうこととします。
- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
なお、この場合、契約者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- ③ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時など）安否確認情報を行政に提供。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、契約者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関等に診療を依頼することがあります。

2 当施設は、契約者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に契約者の心身の状態が急変した場合、当施設は、契約者及びご家族が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 事故が発生した場合には、ご家族やそのご家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 契約者及びご家族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、重要事項説明書に明示している苦情窓口担当者又は第三者委員（地域相談者）に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、契約者が損害を被った場合、当施設は、契約者に対して、損害を賠償するものとします。

2 契約者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、契約者及びご家族は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(高齢者虐待防止について)

第14条 当施設は、契約者の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 研修等を通じて、従事者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。

② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

③ 従事者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、契約者の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

(業務継続計画の策定等について)

第15条 当施設は、感染症や災害が発生した場合、施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(ハラスメント対策)

第16条 当施設は、適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境と利用者様の入居環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置をします。

2 利用者様、ご家族様又は身元保証人等からの施設サービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合、サービスのご利用の一時中止及び契約を廃止させて頂く場合があります。

(利用契約に定めのない事項)

第17条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、
契約者又はご家族と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者（及びご家族）、当施設が記名捺印の上、各1
通を保有するものとします。

令和 年 月 日

法人住所 大阪市天王寺区生玉前町3番24号
法人名 医療法人 歓喜会

施設住所 大阪市天王寺区生玉前町3番24号
施設名 介護老人保健施設 れいんぼう夕陽丘
施設長 辻 尚人 印

契約者住所
(ご利用者様)
氏名 印

ご家族住所
(及び代理人)
氏名 印
(契約者との続柄：)

連帯保証人住所
氏名 印

【本契約第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏名	<input type="checkbox"/> ご家族と同じ <input type="checkbox"/> 契約者と同じ <input type="checkbox"/> 連帯保証人と同じ (続柄)
住所	<input type="checkbox"/> ご家族と同じ <input type="checkbox"/> 契約者と同じ <input type="checkbox"/> 連帯保証人と同じ 〒
電話番号	

【本契約第10条第3項の緊急時の連絡先】

氏名	<input type="checkbox"/> ご家族と同じ <input type="checkbox"/> 連帯保証人と同じ (続柄)
住所	<input type="checkbox"/> ご家族と同じ <input type="checkbox"/> 連帯保証人と同じ 〒
電話番号	